

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで
昭和44年秋から45年秋まで町役場に臨時職員として勤務していたが、その時に役場の年金係から特例納付制度の話を聞き、国民年金の加入手続を行い、42年7月から44年3月までの国民年金保険料を一括して納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、役場の国民年金担当者から特例納付制度の話を聞いて、国民年金の加入手続を行い、1か月分400円から500円ぐらいの国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、事実、昭和42年7月から43年9月までの保険料は46年8月に特例納付制度を利用して納付されている上、保険料額の記憶についても、当時の特例納付の保険料額とおおむね一致していることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間以外の国民年金保険料はすべて納付済みである上、昭和46年度から52年度までは、過年度納付ではあるものの、1年分の保険料を毎年まとめて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解の深さと納付意識の高さがうかがえ、申立期間の保険料のみを未納にしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで
会社を退職し、昭和55年ごろに自分で役場へ国民年金の加入手続に行った。茶封筒で未納通知が届いたので夫が役場で国民年金保険料を納付した。納付時期は定かでないが、収入役に支払った。領収書などの資料は無いが、請求に対しては欠かさず納付したので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、保険料をすべて納付しており、前納も数回にわたって行っている上、国民年金から厚生年金保険の切替手続も漏れなく行われていることから、申立人の国民年金制度に対する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとされるその夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時まで、すべての国民年金保険料を納付している上、申立期間においては付加保険料も納付していることから、保険料納付に対する意識の高さがうかがわれ、その夫が申立人の申立期間の保険料のみ未納としておくのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の未納通知が来たので、その夫が保険料を納付したと主張しているところ、事実、その夫は申立期間について、未納通知が来たので役場へ納付したことをはっきりと憶えている旨の証言をしていることから、申立人の主張には信憑性^{びよう}がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月から44年6月まで

昭和39年に結婚し、家計をやりくりしながら、夫婦の国民年金保険料を納税組合の集金人に納付していた記憶がある。夫婦で一緒に保険料を納付していたのに、申立期間について、夫の保険料は納付済みとされ、自分の分だけ納付された記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦で納付組織である納税組合の集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年9月であり、その時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料が時効により納付できない上、当時、特例納付保険料や過年度保険料は納税組合では取り扱うことができなかった。

さらに、申立期間中に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
昭和 15 年 6 月に A 社（後に、B 社。以下同じ。）に入社し、56 年に退職するまで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、B 社 C 支店において資格を取得した 24 年 4 月 1 日以降の記録は存在するものの、その前の記録が無い。16 年ごろから 18 年ごろまで同社 D 支店、18 年ごろから 20 年ごろまで E 国の同社 F 支店及び同社 G 支店、20 年ごろから同社 C 支店に勤務していた。E 国から帰国し、E 国で一緒に働いていた同僚は同社本店に、私は同社 C 支店勤務となった。その同僚の厚生年金保険の記録は 21 年 4 月からとなっているので納得がいかない。17 年 6 月から 24 年 3 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人が所持している同社から交付を受けた従業員票の写しにより確認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 17 年 6 月から 19 年 9 月までの期間については、申立人は A 社の業務内容は物品販売であると申述していることから、同社は労働者年金保険法（当時。以下同じ。）の適用事業所としての要件を満たしていたとは考え難く、申立人を含めた同社の従業員全員が労働者年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、A 社の本支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社本店及び H 営業所は昭和 19 年 6 月 1 日（保険料徴収は昭和 19 年 10 月開始）、同社 I 支店は 22 年 6 月 16 日、同社 J 支店は 23 年 8 月 1 日、同社 C 支店は 24 年 4 月 1 日であり、E 国の同社 F 支店及び G 支店は適用事業所にはなり得ないところ、申立期間のうち 19 年 10 月以降については、申立人が 20 年 3 月まで E 国の支店に勤務していた

期間、帰国後に同社 J 支店に配置となった期間及び 21 年 10 月から同社 C 支店の開設準備に携わっていた期間において、それぞれの支店は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、同社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった 24 年 4 月 1 日以降である。さらに、その一方で、申立人が E 国の同社 F 支店で一緒に働き、帰国後、同社本店に勤務していたと申述している同僚は同社本店において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、同社の厚生年金保険の加入手続は各々の本支店ごとに行われていたことがうかがえ、申立人と同様に同社 C 支店の開設準備期間に一緒に働いていた同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る記録も申立人と同日であることから、申立人のみの記録が欠落している事情は見当たらない。

なお、当該事業所本店のほか、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として確認できる支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらないことから、他店においても厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等は保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 12 月 20 日まで
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。
A社又は経営者が同一であるB社に昭和 36 年 6 月から 44 年 6 月まで継続して勤務しており、途中で退職したことは無い。給与明細書等の資料は無いが、申立期間の給与の支給は受けており、勤務していたのは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社又はB社に勤務していたことについて、当時の状況を事業主に対し照会したものの、回答が無く、従業員からも明確な証言を得ることができないことから、推認することができない。

また、申立人の雇用保険加入記録によると、A社を昭和 40 年 10 月 1 日に離職し、42 年 7 月 1 日に再度加入していることが確認でき、雇用保険の記録においても空白期間が存在するところ、その離職日は社会保険事務所の被保険者資格喪失の記録と一致していることから、社会保険事務所の事務処理誤りは考え難く、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出が提出されたことがうかがえる。

なお、B社に係る申立期間中の雇用保険の加入記録は確認できず、社会保険事務所が保有している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間において申立人の名前は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も見当たらないことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情はうかがえず、申立人が同社に属していたことは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A病院（現在は、B病院。）における昭和 59 年 7 月 1 日より前の期間については、厚生年金保険の被保険者ではない旨の回答を受けた。在職証明書のとおり、同病院で同年 6 月 2 日から同年 12 月 1 日まで勤務していたことから、同年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有しているA病院発行の在職証明書及び人事記録により、申立人が、昭和 59 年 6 月 2 日から同年 12 月 1 日まで研修医として同病院に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該病院において厚生年金保険の記録が確認できる当時の複数の研修医に係るそれぞれの厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同様に実際の入社日ではなく、1 か月又は 2 か月経過後の昭和 59 年 7 月 1 日であることが確認できることから、同病院の事業主が、申立人のみを入社日から厚生年金保険の被保険者としていた事情は見当たらない。

一方、実際の勤務開始日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致している者も確認できるが、これらの者については、被保険者資格取得と同時に被扶養者も認定されている等の事実が確認できることから、事業主は特殊事情を踏まえた上で厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していたことがうかがえる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 11 月 15 日から 38 年 1 月 4 日まで
(B社)
③ 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 30 日まで
(C社)

申立期間①についてはA社（後にD社と合併。）に正社員として勤務しており、社会保険料を控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③について、脱退手当金が支給済みとなっている。脱退手当金をもらった記憶は無い。脱退手当金の支給日が昭和 40 年 10 月 16 日と記録されているが、同年 9 月に出産しており、請求手続や受給を行うはずがない。脱退手当金が支給済みとされている期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚の名前を記憶していることから推認できるものの、連絡が取れた同僚からは申立人に関する具体的な証言を得ることができず、現在の事業主も合併前の退職者の記録は不明としており、その勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、入社当初から保険料が控除されていたと主張しているが、当該事業所において社会保険事務を担当していた者からは、「見習期

間は厚生年金保険には加入させなかった」との証言を得ており、申立人が過去にバスガイドの経験が無かったことを踏まえると、申立人の申述内容を裏付けることができない。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が記録を欠落させた事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の脱退手当金支給に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、婚姻後の姓に変更されているが、一般的に退職後の氏名変更処理は、厚生年金保険被保険者資格の再取得の際に行われるところ、申立人がその後再取得した記録は無く、申立人の脱退手当金が婚姻後に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に合わせて氏名変更が行われたものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②及び③の脱退手当金はその支給の基礎となった申立人の厚生年金保険記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月から27年3月まで
(A社)
② 昭和37年7月から38年3月まで
(B店)

A社には、昭和26年4月から27年3月までの1年間ぐらい勤めていた。勤めていたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、B店(後に、C社。)には、昔の同僚に誘われ勤めるようになった。同社の同僚と一緒に鉄道会社の試験を受け、転職した。昭和37年7月から38年3月までの期間、勤めていたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の事業主が保管していた労働者名簿、履歴書及び退職願により、申立人が同社において勤務していた期間は、申立期間と相違する昭和27年2月6日から同年7月31日までであったことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職した後である昭和30年8月1日であり、申立期間①当時は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、当該事業所の現在の事業主は「当時の社長は既に他界し、当時を知る人間も退社又は他界しており、当時の状況は不明」と回答しているものの、当時の事業主を始めとする従業員全員の厚生年金保険の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年8月1日からであることから、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であった

事実はいかがえない。

- 2 申立期間②について、B店は「昭和38年10月に法人化した以後の資料等は保管しているが、個人事業所当時の資料は無いため、申立人が勤務していたことは不明である」と回答している上、申立期間②当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先が確認できた4名に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人が申立期間②において、同社に勤務していたことを裏付けることができない。

なお、申立人は次の事業所の入社試験を一緒に受けたとする同僚の氏名を記憶しておらず、その証言も得ることができない。

また、社会保険事務所が保有している厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難く、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされた事情はいかがえない。

- 3 申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料等を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。